

作成年月日	令和2年12月7日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財政課

令和2年度12月補正予算(高病原性鳥インフルエンザ対策等)(案)について

第1 補正予算編成の考え方

令和2年11月25日に本県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止措置や養鶏農家・畜産関連事業者への支援に早急に取り組まなければならない。

あわせて、令和2年12月2日に基準値を超える麻痺性貝毒が検出されたことを受け、漁業者等への支援に緊急に取り組む必要がある。

このため、令和2年度12月補正予算(高病原性鳥インフルエンザ対策等)を編成する。

I 基本方針

1 高病原性鳥インフルエンザ対策

- (1) まん延防止・発生予防対策
- (2) 経営支援対策
- (3) 風評被害対策

2 麻痺性貝毒への対応

II 有利な財源の活用

補正予算案の編成にあたり、将来の財政への影響に配慮し、国の補助事業に伴う国庫支出金や特別交付税など、国の財源措置を最大限に活用する。

第2 補正予算の規模

I 会計別の規模

(単位：百万円)

区分	既定 予算額 a	12月1日 提案分 b	今回 補正額 c	財源内訳				合計 a + b + c	前年 同期比
				国庫	特定	起債	一般		
一般会計	2,753,591	338	173.00	90.05	0.00	0.00	82.95	2,754,102	142.0%
特別会計	1,687,773	0	0.40	0.00	0.40	0.00	0.00	1,687,773	107.4%
小計	4,441,364	338	173.40	90.05	0.40	0.00	82.95	4,441,875	126.5%
公営企業 会計	276,326	900	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	277,226	98.4%
合計	4,717,690	1,238	173.40	90.05	0.40	0.00	82.95	4,719,101	124.5%

※今回必要となる一般財源については、普通交付税及び特別交付税により対応

II 施策体系別事業一覧

(単位：千円)

事業名	金額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
I 高病原性鳥インフルエンザ対策	173,200	90,050	300	0	82,850
1 まん延防止・発生予防対策	170,000	90,000	0	0	80,000
① 発生養鶏場の殺処分・消毒の実施 (P3)	113,000	67,000	0	0	46,000
② 制限区域等を出入りする車両の消毒 (P3)	32,000	16,000	0	0	16,000
③ 県内全養鶏場の消毒の実施 (P4)	21,000	7,000	0	0	14,000
④ 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施 (P4)	4,000	0	0	0	4,000
2 経営支援対策	700	50	300	0	350
① 採卵鶏農家・肉用鶏農家への支援 (P5)	100	50	0	0	50
② 経営安定対策資金の創設 (P6)	600	0	300	0	300
農林水産資金特別会計分	300	0	300	0	0
一般会計分(農林水産資金特別会計へ繰出)	300	0	0	0	300
③ 中小企業者への資金繰り支援 (P8)	—	—	—	—	—
3 風評被害対策	2,500	0	0	0	2,500
① 総合相談体制の整備 (P9)	—	—	—	—	—
② 県産鶏肉・鶏卵消費拡大対策の実施 (P9)	2,500	0	0	0	2,500
II 麻痺性貝毒への対応	200	0	100	0	100
① 漁業者等への資金繰り支援 (P10)	200	0	100	0	100
農林水産資金特別会計分	100	0	100	0	0
一般会計分(農林水産資金特別会計へ繰出)	100	0	0	0	100
合計	173,400	90,050	400	0	82,950
一般会計	173,000	90,050	0	0	82,950
農林水産資金特別会計	400	0	400	0	0

III 性質別事業一覧

(単位：千円)

区分	補正額	会計別内訳		財源内訳			
		一般会計	農林水産資金特別会計	国庫	特定	起債	一般
行政経費	173,000	172,600	400	90,050	400	0	82,550
繰出金	400	400	0	0	0	0	400
合計	173,400	173,000	400	90,050	400	0	82,950

第3 事業の概要

I 高病原性鳥インフルエンザ対策 173,200 千円
(国庫 90,050、特定 300、一般 82,850)

1 まん延防止・発生予防対策 170,000 千円
(国庫 90,000、一般 80,000)

① 発生養鶏場の殺処分・消毒の実施 113,000 千円
(国庫 67,000、一般 46,000)

高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認された養鶏場の全家畜の殺処分と消毒の実施により清浄化

(単位：千円)

区分		負担割合	所要額
資材購入・リース経費	防護服、仮設テント等	国1/2、県1/2	85,000
	消毒薬、消石灰	国10/10	
家畜防疫員旅費		国10/10	20,000
殺処分した鶏体等の処分(14万6千羽)		国1/2、県1/2	8,000
計			113,000

(参考：国等の直接執行による支援)

(a) 殺処分した家畜等に対する手当金

高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜を殺処分した場合等に、手当金として評価額の全額を交付

- ・手 当 額 患 畜：評価額に対して、手当金 1/3、特別手当金 2/3
疑似患畜：評価額に対して、手当金 4/5、特別手当金 1/5
汚染物質：評価額に対して、手当金 4/5、特別手当金 1/5
- ・交 付 方 法 国から所有者に直接交付
- ・負 担 割 合 国 10/10

② 制限区域等を出入りする車両の消毒 32,000 千円
(国庫 16,000、一般 16,000)

消毒ポイントを設置し、移動制限区域や搬出制限区域内外を通行する車両の消毒を実施

- 設 置 箇 所 淡路市内7カ所
- 設 置 期 間 31日間(11月25日から移動制限区域解除日まで)
- 対 象 車 両 移動制限区域及び搬出制限区域内の養鶏場に入出入りする飼料運搬車両等
- 負 担 割 合 国 1/2、県 1/2

③ 県内全養鶏場の消毒の実施

21,000 千円

(国庫 7,000、一般 14,000)

鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入を防止するため、県内全養鶏場の鶏舎周囲に消石灰・液体消毒薬を散布

- 内 容 県が消毒のための資材(消石灰等)を一括購入して農場配布
家畜保健衛生所が消石灰等の散布を巡回確認
- 対 象 農 家 県内すべての家きん飼育者(364 カ所)
- 実 施 回 数 3 回
- 負 担 割 合 1 回分(法律に基づく措置) : 国 10/10
2 回分 : 県 10/10

④ 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施

4,000 千円

(全額一般)

家畜等への鳥インフルエンザの感染を予防するため、死亡野鳥への検査や糞便採取調査を実施

- 内 容 ・ 全県での死亡野鳥の回収及び検査の実施(300 回)
・ 糞便採取調査の実施(淡路地区 4 回)

2 経営支援対策

700 千円
(国庫 50、特定 300、一般 350)

① 採卵鶏農家・肉用鶏農家への支援 100 千円 (国庫 50、一般 50)

搬出制限区域の設定に伴う鶏卵・肉用鶏の価値減少相当額を支援

- 対象農家 搬出制限区域内の農家
- 対象経費 平均価格と実際の販売価格との差額
- 負担割合 国 1/2、県 1/2

(参考：国等の直接執行による支援)

(a) 経営支援互助金の交付

高病原性・低病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、発生農場に対して
家畜防疫互助基金から経営支援互助金を交付

- ・実施主体 独立行政法人農畜産業振興機構
- ・負担割合 国 1/2、農家 1/2
- ・交付単価 (1羽あたり・上限額)

(単位：円)

区分		経営支援互助金	
		家族型	企業型
採卵鶏	成鶏	690	990
	育成	320	460
肉用鶏		20	30
種鶏	成鶏	930	1,350
	育成	430	620

※企業型：常時雇用従業員1人以上

② 経営安定対策資金の創設

300 千円

農林水産資金特別会計 300(全額一般会計繰入金)
一般会計 300(全額一般財源)

高病原性鳥インフルエンザの発生により影響を受ける養鶏農家等に対して、経営の安定を支援する融資制度を創設

(ア) 移動制限・搬出制限区域内の農家に対する支援

国制度(経営再開資金、経営継続資金)において、県単独制度による利子補給を実施するとともに、経営継続資金について、経営再開資金の融資限度額を下回らないように美しい村づくり資金(災害資金)を拡充して国制度を補完する資金を創設

区分	国制度(畜産特別資金)		県単独制度
資金名	家畜疾病経営維持資金		美しい村づくり資金(災害資金) 【知事特認】
	経営再開資金	経営継続資金	鳥インフルエンザ対応
融資対象	鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者(発生農家)	鳥インフルエンザの発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難になった者(発生農家以外)	移動及び搬出制限により経営維持が困難になった者で、国制度(経営継続資金)の融資限度額(52千円/100羽)を超える資金を必要とする者
資金使途	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費		同左
融資限度額	(個人) 2千万円 (法人) 8千万円	52千円/100羽	(個人) 国制度と合わせて2千万円まで (法人) 国制度と合わせて8千万円まで
融資期間 (据置期間)	7年以内 (3年以内)		7年以内 (2年以内)
融資利率	当初3年間：無利子 4年目以降：0.30%		当初3年間：無利子 4年目以降：0.30%
貸付利率 ・ 基準金利	0.8% (家畜疾病経営維持資金の貸付利率)		1.10% (基準金利)
利子補給	当初3年間：0.80% 4年目以降：0.50%		当初3年間：1.10% 4年目以降：0.80%
	県負担	当初3年間：0.54% 4年目以降：0.34%	当初3年間：0.60% 4年目以降：0.40%
	市町負担	当初3年間：0.26% 4年目以降：0.16%	当初3年間：0.50% 4年目以降：0.40%
利子補給方式	融資機関に利子補給		同左
融資機関	J A、県信連、銀行等		J A、県信連等

※債務保証有り、担保・保証人不要

(イ) 移動制限・搬出制限区域外の農家に対する支援

美しい村づくり資金(災害資金)の要件を緩和して融資制度を拡充することで、
鳥インフルエンザ対応資金を創設

区分	県単独制度	
資金名	美しい村づくり資金(災害資金) 【通常】	
	現 行	鳥インフルエンザ対応
融資対象	天災、病虫害又は家畜の伝染性疾病による被害損失額がその者の平年における農業総収入のおおむね30%以上である旨の市町長の被害認定を受けた場合	鳥インフルエンザの発生に伴う風評被害等の経済的影響を受けた養鶏農家等で、次の被害を受けた者 A/B ≥ 10% A：直近1ヶ月間の販売減少額 B：平常時6ヶ月間の月平均販売額
資金用途	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費	同左
融資限度額	(個人) 5百万円 (法人) 1千万円	(個人) 1千万円 (法人) 4千万円
融資期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)	同左
融資利率	0.30%	同左
基準金利	1.10%	同左
利子補給	0.80%	同左
県負担	0.40%	同左
市町負担	0.40%	同左
利子補給方式	融資機関に利子補給	同左
融資機関	J A、県信連等	同左

※債務保証有り、担保・保証人不要

③ 中小企業者への資金繰り支援

(既定の融資枠で対応)

高病原性鳥インフルエンザの発生により影響を受ける卵卸売業等関連中小企業者の資金繰り支援として、経営円滑化貸付の融資申込み要件の弾力的運用を実施

区分	経営円滑化貸付
融資申込要件	(現行) 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近3ヶ月間の売上額が前年同期に比べ5%以上減少している者等
	(高病原性鳥インフルエンザ関連中小企業者) 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上額が前年同期に比べ5%以上減少している者
融資利率	0.8%
融資限度額	1億円
融資期間 (据置期間)	10年 (2年)
適用期間	令和3年3月末融資実行分まで

※セーフティネット保証5号の活用が可能

3 風評被害対策

2,500 千円
(全額一般)

① 総合相談体制の整備 (既定経費対応)

飼養農家等からの防疫対策や経営相談等にワンストップで対応する相談窓口を設置

- 設置場所 洲本農林水産振興事務所(令和2年11月27日開設済み)
- 相談時間 9時から17時まで(月曜日から金曜日(祝祭日除く))

② 県産鶏肉・鶏卵消費拡大対策の実施 2,500 千円 (全額一般)

県産鶏肉・鶏卵の安全性に関する情報を発信するとともに、令和3年3月開催予定の花みどりフェアにおいて、県産鶏肉・鶏卵の消費拡大キャンペーンを実施

(ア) 安全性に関する情報発信

- 内容 SNS等による発信、チラシやポスター等の作成・配布
- 所要額 340 千円

(イ) 消費拡大イベントの実施

- 内容 たまご、卵及び鶏肉製品の配布、PRコーナー設置
- 実施時期 令和3年3月20日(土)
- 実施場所 淡路夢舞台
- 所要額 2,160 千円

II 麻痺性貝毒への対応

200 千円

(特定 100、一般 100)

① 漁業者等への資金繰り支援

100 千円

〔 農林水産資金特別会計 100(全額一般会計繰入金)
一般会計 100(全額一般財源) 〕

貝毒の影響を受けた漁業者等の資金繰りを支援するため、豊かな海づくり資金について、融資期間の延長、融資限度額の引上げを行うとともに、利子補給による無利子化を実施

区 分	豊かな海づくり資金
融 資 対 象	貝毒の影響を受けた漁業者等
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	個人：10,000 千円 [現行：5,000 千円] 法人：20,000 千円 [現行：10,000 千円]
融 資 期 間 (据置期間)	7 年以内 (2 年以内) [現行：5 年以内(1 年以内)]
融 資 利 率	当初 3 年間無利子化 (利子補給) [現行：0.02%]
負 担 割 合	県 2/3、市町 1/3 [現行：県 1/2、市町 1/2]
融 資 機 関	なぎさ信用漁業協同組合連合会